

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備）大授搦・大搦地区の計画を変更した
たので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準
用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事
に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成26
年10月22日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八
丁畷町8番1号）に提出してください。

平成26年9月5日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備）大授搦・大搦地区の変更後の土
地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年9月5日から平成26年10月7日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所